

新潟県工業技術総合研究所評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 新潟県工業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の中期計画の実現に向けた取組を効果的に推進できるようにするため、研究所に評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる機関等から、研究所所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- (1) 企業
- (2) 大学等教育機関
- (3) 公的研究機関
- (4) 関東経済産業局
- (5) 金融機関
- (6) その他必要と認められたもの

(委員長)

第3条 委員会の委員長及び副委員長は、所長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(委員会)

第4条 委員会は、所長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長に支障があるときは、副委員長がこれに当たる。
- 4 委員会は、原則として年1回開催する。
- 5 委員会は、必要に応じて、外部の専門家から意見を聴取することができる。

(評価方法)

第5条 研究所は、評価にあたり、必要な資料を委員会に提出する。

- 2 委員会は、次の事項について評価し、提言を行う。
 - (1) 研究所の各事業実施成果
 - (2) 中期計画に定めた目標値・指標値の実績
 - (3) その他県内産業振興事業

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画連携室が務める。

2 事務局は、委員長および所長の指示のもと、委員会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。